

個人住民税(町民税・県民税)の改正

平成26年度から実施される、個人住民税の主な改正点についてお知らせします。

▶問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

4. ふるさと寄付金税額控除の見直し

平成25年分より国税において復興特別所得税が課税されることに伴い、地方公共団体に対する寄付金(ふるさと寄付金)に係る個人住民税の寄付金税額控除のうち、特例控除額について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、復興特別所得税率(100分の2.1)に対応する調整が行われます。

個人住民税におけるふるさと寄付金税額控除額=基本控除額(A)+特例控除額(B)

基本控除額(A)=(寄付金額(上限:総所得金額等の30%)−2,000円)×10%

特例控除額(B)=(寄付金額−2,000円)×(個人住民税の課税標準−所得税と個人住民税の人的控除差調整額により決められた割合:表3、4参照)

表3. 改正前

個人住民税の課税標準	人的控除差調整額	割合
~ 1,950,000円		100分の85
1,950,001円~ 3,300,000円		100分の80
3,300,001円~ 6,950,000円		100分の70
6,950,001円~ 9,000,000円		100分の67
9,000,001円~ 18,000,000円		100分の57
18,000,001円~		100分の50

表4. 改正後

個人住民税の課税標準	人的控除差調整額	割合
~ 1,950,000円		100分の84.895
1,950,001円~ 3,300,000円		100分の79.79
3,300,001円~ 6,950,000円		100分の69.58
6,950,001円~ 9,000,000円		100分の66.517
9,000,001円~ 18,000,000円		100分の56.307
18,000,001円~		100分の49.16

② 失業、休業・休職、または廃業などの事由が発生した方
 ※休業の場合は、休業期間中に納期限の到来する納期分のみが減免対象となります。
 ③ 事由発生後1年間の総所得金額が、前年の総所得金額と比べて半分以下に減少すると認められる人
 ④ 納税義務者が死亡し、相続人の納税が困難であると認められる人

▼対象
 ① 平成25年中の総所得金額が800万円以下の人
 ② 次の①~③全てに該当する方
 ③ 減免の申請をされる方は、納期限の7日前までに申請書を出してください。減免申請書は税務グループの窓口にあります。

▼申請に必要なもの
 ① 納税通知書、印鑑、前述の②、③に該当することを証明できる書類(雇用保険受給資格者証、無職の申立書、税務署への廃業届出書控、医師の診断書など。年金受給者は年金証書・年金改定通知など最新の年金額がわかるもの)、相続人が町外の方の場合は、相続人の所得証明書

住民税(町県民税)の減免
 ▼問合せ 税務グループ ☎079(435)0358



1. 個人住民税に係る均等割税率の加算

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、本町が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時的に個人町民税均等割の税率に500円が加算されます。(県民税についても、町民税と同様に500円が加算されます)

平成25年度まで 町民税3,000円 県民税1,800円(県民税のうち800円は県民緑税)
 平成26年度~35年度まで 町民税3,500円 県民税2,300円(県民税のうち800円は県民緑税)

2. 給与所得者に関する改正

○給与所得控除の上限設定

平成25年1月1日以降に支払われる給与等所得について、その年中の給与等収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額に245万円の上限が設けられました。改正前及び改正後の内容については、以下表1、2の通りです。

表1. 改正前

給与収入額(a)	給与所得金額
~65.1万円未満	0
65.1万円~161.9万円未満	(a)−65万円
161.9万円~162万円未満	969,000円
162万円~162.2万円未満	970,000円
162.2万円~162.4万円未満	972,000円
162.4万円~162.8万円未満	974,000円
162.8万円~180万円未満	(a)÷4=(b) (b)×2.4
180万円~360万円未満	千円未満の (b)×2.8−18万円
360万円~660万円未満	端数切捨 (b)×3.2−54万円
660万円~1,000万円未満	(a)×0.9−120万円
1,000万円~	(a)×0.95−170万円

表2. 改正後

給与収入額(a)	給与所得金額
~65.1万円未満	0
65.1万円~161.9万円未満	(a)−65万円
161.9万円~162万円未満	969,000円
162万円~162.2万円未満	970,000円
162.2万円~162.4万円未満	972,000円
162.4万円~162.8万円未満	974,000円
162.8万円~180万円未満	(a)÷4=(b) (b)×2.4
180万円~360万円未満	千円未満の (b)×2.8−18万円
360万円~660万円未満	端数切捨 (b)×3.2−54万円
660万円~1,000万円未満	(a)×0.9−120万円
1,000万円~1,500万円未満	(a)×0.95−170万円
1,500万円~	(a)−245万円

○特定支出控除制度の拡充

弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費が特定支出控除の範囲に追加されました。また、適用の要件である特定支出と給与所得控除額との比較について、特定支出の合計額が給与所得控除額の合計額を超えた場合から、特定支出の合計額が給与所得控除額の2分の1を超えた場合に適用されることとなりました。

3. 公的年金所得者の寡婦(寡夫)控除に係る住民税申告手続きの簡素化

公的年金などに係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合、個人住民税の申告書の提出を不要とすることとされました。

ただし、以下の場合につきましては、確定申告または住民税申告をする必要があります。

- ・年金保険者に提出する扶養控除申告書に寡婦(寡夫)控除の記載をしなかった場合
- ・扶養控除申告書を提出しなかった場合